

七都県市で連携して行うディーゼル車対策について

はじめに

- ・ 首都圏では、自動車排出ガスによる大気汚染が深刻であり、依然として、NO_xやPMの環境基準の達成率が低い状況にある。
- ・ この状況は、ディーゼル車排出ガスによる影響が大きく、特にPMについては発がん性や呼吸器系疾患などとの関連が懸念されており、早期削減が急務である。
- ・ 平成12年12月に東京都がディーゼル車のPM排出規制の条例化に踏み切り、続いて埼玉県、千葉県で、本年10月には神奈川県でも条例化された。
- ・ 1都3県の条例は、「PM排出基準」や「規制対象車両」等ほぼ同一の規制内容となった。
- ・ 平成15年10月1日から、基準を満たさないディーゼル車は運行禁止になるため、事業者等は次の規制対応が必要になる。
 - (1) 低公害車や最新規制適合車への買い替え
 - (2) PM減少装置の装着
- ・ 七都県市では大気汚染改善のためアイドリング・ストップ等のキャンペーンの実施、低公害車の指定・普及など、共同して取り組んできた実績がある。
- ・ 今後1年間、ディーゼル車規制開始に向けて、さらに連携を強化し、規制対応を促進するための取組をより強力に推進していく。

第1 対策推進のための条件整備

1 PM減少装置の指定

(1) PM減少装置の指定

- ・ 1都3県の各条例では、知事が、条例規制への対応策としてのPM減少装置を指定することが定められている。
- ・ 各都県市では公営バス等への導入や民間事業者への装着補助等により指定装置の普及を図ってきた。

(2) 七都県市共同の指定制度創設

- ・ 先に東京都が、平成13年7月に指定制度を創設した。
- ・ 七都県市では、一層の普及拡大に向けて、本年4月、共同の指定制度を創設することを合意し、6月1日から制度を開始した。

(3) 装置の指定状況

- ・ これまでに、DPF10社14型式、酸化触媒7社23型式を指定している。

第1回 9月3日/第2回 9月13日/第3回 10月8日/第4回 10月31日

(4) 今後1年間の七都県市の取組

今後も関係業界への要請などにより、一層、装置の指定拡大していく。

・PM減少装置メーカーへの要請

本年4月12日、装置の開発促進、供給拡大などを共同で要請した。

本格普及に向け、再度、大量供給や点検整備の強化等を要請する。

・自動車メーカーへの要請

時期規制適合ディーゼル車野早期販売・供給、酸化触媒当の装着促進や既販売車野規制対応に関する情報提供など、協力を要請する。

2 低硫黄軽油の供給促進

(1) 低硫黄軽油の必要性

・PM減少装置には、現行軽油(硫黄分は500ppm以下)ではなく低硫黄軽油(50ppm以下)を使用条件とするものが多い。

・低硫黄軽油の早期供給により、事業者等による装着の選択の幅が広がる。

(2) 低硫黄軽油の必要性

・埼玉県、東京都は低硫黄軽油の精製・供給にかかるコストに対し、現行軽油との差額の一部を補助している。また、神奈川県においても、補助制度を予算化している。

・埼玉県、東京都、横浜市の路線バス事業者の自家用タンクや、都内の一部ガソリンスタンドなどで、供給が開始されている。

(3) 供給の前倒し実施

・大気汚染防止法等で硫黄分の規制が強化されることにより、平成16年末から低硫黄軽油の供給が予定されていたが、各都県市は、さらに前倒して実施するよう石油連盟に要請してきた。

・石油連盟は、平成15年4月から、首都圏で供給を開始することを表明し、更に全国規模に拡大して供給することを本年9月に表明した。

(4) 今後1年間の七都県市の取組

・石油会社への要請

首都圏における平成15年4月からの前倒し供給の確実に実施することなどを要請する。

3 PM減少装置の装着に対する支援策

(1) 補助制度等の実施

・平成13年度に、埼玉県、東京都、横浜市がPM減少装置の装着に対する補助制度を創設したほか、横浜市がPM減少装置の開発助成を実施した。

・平成14年度は、七都県市域内に拡大しており、また、埼玉県、千葉県、横浜市ではPM減少装置の装着への低利融資や利子補給が制度化されている。

(2) 今後1年間の七都県市の取組

- ・事業者等への連携支援
条例施行前の駆け込み需要やNOx・PM法の規制適用延期による需要の増加が見込まれ、今後も支援策の充実を図る。
- ・国への要請
国は、自治体との協調でDPF等導入補助を実施している。しかし、元年規制車や8t未満の車両は、補助対象から外しており、七都県市との連携を図り補助対象を拡大するよう要請する。

4 低公害車、最新規制適合車への買い替え促進

(1) 補助制度等の実施

- ・各都県市では、天然ガス自動車の購入補助や七都県市指定低公害車の購入に対する融資あっせんを実施し、事業者等の取組を支援している。

*平成8年度に低公害車指定制度を創設し、現在829型式を指定している。

(2) 今後1年間の七都県市の取組

今後も、ディーゼル車規制(NOx・PM法を含む。)実施による買い替えの時期をとらえ、支援策を充実していくことが需要である。

- ・国への要請

NOx・PM法の対象地域外も含め、PM未規制の元年規制車などの早期代替を図るため、買い替え支援の拡大を要請する。

第2 規制対応に関する事業者等への働きかけ

1 七都県市による広報

(1) 共同実施による広報

- ・条例施行1年前の広報として、規制開始時期の周知を図る。

ラジオ(11月14日から9日間、全国向け)

給油伝票(12月、首都圏向け)

(2) 全国道府県を通じた広報

- ・1都3県の規制に関するリーフレット等の配布や各道府県広報紙等への掲載依頼により、周知を図る。特に流入車の多い隣接県等に、協力を要請していく。

(3) 各都県市における広報

- ・市区町村広報紙等への掲載依頼、自動車税納税通知時の個別周知、ホームページ等による情報提供を行う。

2 関係業界への要請

(1) 関係業界等

- ・七都県市から

全国業界団体に対し、業界内への規制周知や早期対応に向けた要請等の協力

を求める。

・各都県市から

各部局の協力を得て、関係業界に対し、傘下の事業者への規制周知等の協力を要請する。

（例）建設部局：建設業界 都市計画部局：物流業界

また、各都県市も荷主・契約主として、公共工事・納品等において、ディーゼル車を使用する関係事業者が条例を遵守するよう徹底する。

（２）自動車整備業界

装置に関する自動車ユーザーへの情報提供、装置の点検整備等について、車両検査時における協力を要請する。

3 条例に基づく事業者への事前指導等

（１）計画に基づく事業者の取組促進

・条例やNOx・PM法に基づく自動車の管理計画や実績に関して、職員による相談・指導により、事業者の積極的な取組を促進していく。

（２）七都県市の連携

・都県市にわたる事業者の取組状の情報共有や、事業者への情報提供内容の共通化などにより、七都県市で効果的な事前指導を図る。

・都県境の路上、物流拠点などにおいて、都県市の連携により、自動車ユーザーへの規制の周知等を図る。

4 各都県市の事業者としての率先取組

・各都県市は、庁有車への低公害車導入やPM減少装置の装着など、率先して取組んでいく

・外郭団体に対しても、早期対応を要請する。

第3 規制実施の連携体制

1 条例施行に向けた仕組みづくり

・関係都市間における情報の活用

PM減少装置装着に関する情報等

・条例施行後の取締等の手法検討

条例に違反する事業者等への勧告等

2 共同して行う検査・取締り

・都県境など路上や物流拠点における検査、指導の集中実施等